



検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0928第5号」により、下記検査項目において検査実施料の新設が通知
されましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2018年(平成30年) 10月 1日より適用
- 新規収載項目 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体
及び抗BP180-NC16a 抗体同時測定 …… 未受託

【詳細内容】

適用日:平成 30 年 10 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
抗デスマグレイン1抗体、 抗デスマグレイン3抗体 及び抗BP180-NC16a 抗体同時測定	490 点	免疫 144点	「D014」 自己抗体検 査の「注1」	<p>ア 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法(IF法)により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスマグレイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p>

下線部が「保医発0928第5号」により改正された内容になります。